

各区局統括本部長

技 監

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（通知）

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止に係る本市職員の対応方針については、令和2年2月20日に副市長通知（総緊第1217号）されたところですが、このたび、国土交通省から建設現場における対応についても通知が発出されたところです。

工事担当各局におかれましては、施工中の工事（設計・測量・調査等業務を含む）の感染拡大防止に万全を期すとともに、次のとおり適切にご対応いただきますよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

1. 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、お願いします。
2. 本市発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から監督課等に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、主治医又は保健所（福祉保健センター）の指示により、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
4. 公共工事の請負契約については、本市工事請負契約約款第21条第1項におい

て、天災等により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施行できないと認められるときは、発注者は、工事の一時中止の内容を直ちに請負人に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならないとされています。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記2. の各建設現場等における感染者については、発生状況を逐次、財政局公共施設・事業調整室から国土交通省関東地方整備局に報告する必要があるため、速やかに財政局公共施設・事業調整課組織メール宛に一報をお願いします。

財政局公共施設・事業調整課組織メール
報告先：za-kokyo@city.yokohama.jp

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について(副市長通知)」(令和2年2月20日総緊第1217号)
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID(コビット)-19)の感染拡大防止の更なる徹底について(国土交通省通知)」(令和2年2月24日)
- ・「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日国土入企第52号)

【担当】 財政局公共施設・事業調整課
生井・辻
電話 671-4084
e-mail：za-kokyo@city.yokohama.jp